庁 中 一 般

 各 公 所

四日市市消防長専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月12日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市消防長専決規程の一部を改正する規程

四日市市消防長専決規程(昭和59年四日市市訓令第27号)の一部を次のように 改正する。

改正後	改正前
(専決事項)	(専決事項)
第2条 消防長の専決事項は、次に掲げ	第2条 消防長の専決事項は、次に掲げ
るもののほか、四日市市事務専決規程	るもののほか、四日市市事務専決規程
(昭和35年四日市市訓令甲第7号)	(昭和35年四日市市訓令甲第7号)
別表第1に定める部長専決区分に掲げ	別表第1に定める部長専決区分に掲げ
る事項とする。	る事項とする。
(1) 消防団員の任命の承認に関するこ	(1) 消防団員 <u>(消防分団長以上を除</u>
と。	<u>く。)</u> の任命の承認に関すること。
(2)から(8)まで (略)	(2)から(8)まで (略)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(消防本部総務課)